

(6) 宅地建物取引業法の違反に関するもの

① 無免許営業

イ 業法2条1号の「宅地」

a 建物の敷地に供する目的で取引の対象とされた土地

【26- 67】

★東京高判 昭46.12.22 判タ276-367

宅地建物取引業法2条1号の宅地とは、建物の敷地に供される土地をいうところ、この『建物の敷地に供せられる土地』とは、同法が、宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行い、もってその業務の適正な運用を図ることにより、宅地及び建物の取引の公正を確保するとともに、宅地及び建物の利用を促進することを目的とするものであることにかんがみると、現に建物の敷地に供せられる土地に限らず、広く建物の敷地に供する目的で取引の対象とされた土地を指称し、その地目、現況の如何を問わない。

b 現況宅地に限らないとしたもの

【26- 68】

★東京高判 昭46. 12. 15 判タ276-269

Yは、宅地建物取引業の免許を受けないで、那須の山林、原野等を別荘分譲見込地として、売買又はその媒介をし、無免許営業の罪で起訴された。

原審は、業法2条1号にいう「建物の敷地に供せられる土地」とは現況宅地をいい、山林原野の取引はこれにあたらぬとして、Yを無罪とした。検察官が控訴した。

控訴審は、「宅地建物取引業法2条1号にいう宅地とは、現に建物の敷地に供せられている土地に限らず、広く建物の敷地に供する目的で取引の対象とされた土地を指称し、その地目、現況の如何を問わないと解するのが相当」であり、原審の見解は失当であるとして、破棄し、原審に差し戻した。

c 田も含まれるとしたもの

【26- 69】

★仙台高裁秋田支判 昭46. 11. 2 刑月3-11-1431

Y（特定郵便局長）は、宅地建物取引業の免許を受けないで、13回にわたり、宅地の売買又はその媒介をし、無免許営業の罪で起訴された。

原審は、Yを有罪とした。Yは、本件土地は田地であると主張した。

控訴審は、「宅地建物取引業法2条1号の宅地とは、その土地が登記上宅地として登記されている場合及び土地の現状が建物の敷地として適当な程度に宅地化されている場合はもちろん、登記及び現状の如何を問わず、売買又は貸借の当事者において、取引の当時、その土地を建物として利用し、又は他に利用させる目的の存する場合をも包含」し、本件土地は宅地に該当するとして、控訴を棄却した。

d 転用制限があっても宅地であるとするもの

【26- 70】

★広島高裁岡山支判 昭39. 10. 8 判タ170-192

Yは、宅地建物取引業の免許を受けないで、12件の農地の売買を媒介し、無免許営業の罪で起訴された。Yは、本件土地は農地であって、宅地ではないと主張した。

裁判所は、建物の敷地として使用する目的をもって取引されたものであれば、同土地が農地であって、農地法上宅地転用の制限が設けられているとしても、同土地の宅地性を否定することはできないとして、Yを有罪とした。

ロ 「業を営む」

a 営利目的

【26- 71】

★最高決 昭49. 12. 16 刑集28-10-833 , 判時766-120 , 判タ320-300

★大阪地判 昭46. 9. 25 刑集28-10-837

★大阪高判 昭48. 3. 22 刑集28-10-843

A寺住職Y（宗教法人役員）は、伽藍建立資金調達のため、先祖から受け継いだ寺の所有地（山林）を60数区画の分譲宅地に造成して、その一部を宅地建物取引業の免許を得ることなく、16名に売却した。Yは、無免許営業の罪で起訴された。

原審は、「宅地建物取引業法2条2号の『業として行う』とは、右行為を不特定多数の者を相手方として反覆継続して行うこと、あるいは反覆継続する意思をもって行うことをいい、必ずしも営利の目的をもってすることを要しない」として、Yを罰金20万円に処した。Yは、営利目的ではないとして、上告した。

上告審は、「宅地建物取引業法12条1項にいう『宅地建物取引業を営む』とは、営利の目的で反覆継続して行う意思のもとに同法2条2号所定の行為をなすこと」をいい、原審の判断は法令の解釈を誤っているが、Yは本件宅地の売渡しにつき利得の目的を有していたとして、上告を棄却した。

b 非営利目的の行為

【26- 72】

★最高決 昭48. 7. 7 判時715-111 , 判タ299-393

Y（県土木事務所職員）は、道路用地の買収事務を担当していたが、代替地の斡旋に関し収賄したとして、起訴された。原審で、Yは有罪とされた。Yは、無免許で反覆継続して代替地の斡旋をするのは、宅地建物取引業法違反行為であって、収賄罪と認定するのは判例違反であるとして、上告した。

上告審は、Yが用地の被買収者に対し移転に伴う替地を斡旋した行為は、営利の目的で行ったものではなく、かつ、地方公共団体には宅地建物取引業法の適用が除外されるから、同法12条1項、24条（現行79条）2号の各規定に違反しないとして、上告を棄却した。

c 反覆継続

【26- 73】

★東京高判 昭50. 7. 24 東刑26-7-126

Yは、買主Aからレジャー施設付き総合分譲別荘用地の取得を依頼され、57名の土地所有者を相手に33回にわたって売買の媒介をし、Aから2,400万円の報酬を得た。Yが、無免許営業の罪で起訴された。Yは、不特定多数のために行ったのではないと主張した。

裁判所は、「特定の一人から依頼を受け、その者のために、営利の目的で多数の者を相手に反覆継続して行う意思のもとに媒介等宅地建物取引業法2条2号の行為を行えば、『業を営む』と認めるべきであって」、不特定多数の者から依頼され、それらの者のために右行為をしなければこれに該当しないものではないとして、Yを有罪とした。

d 業者が関与した場合

【26- 74】

★東京高判 昭51. 5. 6 東刑27-5-59

Yは、宅地建物取引業の免許を受けないで、7件の宅地の売買を媒介し、無免許営業の罪で起訴された。Yは、そのいずれにも正規の免許業者が媒介し、又は当事者として関与していると主張した。

裁判所は、「業者がその媒介に関与している宅地売買や業者が売主又は買主となっている宅地売買においても、同法3条1項所定の免許を受けていない者が右売買の都度これに介在して斡旋仲介の労をとり、これにより手数料を取得するなど媒介行為を業として営んだ場合には、この者が同法12条1項所定の無免許営業をしたことになる」として、Yを有罪とした。

② 不正免許取得

イ 取引主任者の名義借り

【26- 75】

★名古屋高判 昭57. 9. 27 刑月14-9-707

業者Y1会社の代表取締役Y2は、取引主任者Aの名義を借り、Aを専任の取引主任者として、宅地建物取引業の免許を取得した。Y1及びY2は、不正な手段を弄して免許を取得したとして、起訴された。

第一審は、Y1、Y2ともに罰金6万円に処した。Yらは、Aは他に勤務しているが、具体的取引の際には常駐できる状態にあったから、違法はないと主張した。

控訴審は、「宅地建物取引業法15条2項所定の『自ら主として業務に従事する者』とは、もっぱらその事務所に勤務し、その者の勤務の大半が宅地建物取引業にあてられている状態を指す」ところ、Aはこれに該当しないとして、控訴を棄却した。

- ロ 取引主任者の名義貸し
 - a 不正免許取得の幫助犯

【26- 76】

★広島高判 昭61. 7. 24 判タ618-182

Yは、業者A社のアルバイトをしていたところ、同社の専任取引主任者が辞任したことに伴い、Aの申出により、専任取引主任者として名義を貸与し、月8万円の報酬を受け、昭和55年3月、Aの免許更新にあたり、住民票等の必要書類をAに交付した。Yは、不正免許取得の幫助犯として、起訴された。

第一審は、Yを有罪とした。Yが控訴した。

控訴審は、宅地建物取引業法15条1項に規定する「専任」とは、専らその事務所に常勤し、宅地建物取引業者業務に従事する状態にあることをいうところ、Yは、これに該当せず、また、幫助の意思があったとして、控訴を棄却した。

- b 貸与者の民事責任

【26- 77】

★東京高判 昭54. 9. 3 判時945-50, 判タ406-127

宅地建物取引業者Yは、昭和50年6月、Aに取引主任者の名義貸与の承諾をしたところ、AはB社を設立して、Yを取引主任者として宅地建物取引業上の免許をとり、Xとの土地売買契約書及び物件説明書に取引主任者としてYの名義を表示して、取引を行った。本件取引は結局履行されず、Xは、450万円の損害を受けた。Xは、Yに対し、損害賠償を求めた。

これに対して、裁判所は、Yは取引主任者の名義を貸与してBの営業免許を取得させ、Xに対する不法行為をなすことを容易ならしめ、損害を与えたから、共同不法行為として損害賠償責任を負うとして、Xの請求を認容した。

③ 業務停止命令違反

【26- 78】

★東京高判 昭46. 1. 29 判時619-25, 判タ257-114

業者Y1の代表取締役Y2は、① 昭和44年12月県知事から6ヵ月間の業務停止命令を受けたにもかかわらず、これに違反して、12回にわたり、住宅用地を販売し、② また、昭和44年1月誇大広告に関し公正取引委員会の排除命令を受け、確定した審決とみなされたにもかかわらず、再び広告して、これに従わず、Y1及びY2は、業務命令違反及び審決違反の罪で、起訴された。

裁判所は、Y2は業務命令に違反して業務を行い、確定した審決に違反したとして、懲役1年、執行猶予3年、罰金10万円の刑に、また、Y1を罰金20万円の刑に処した。

④ 重要事項の不告知

イ 口頭による告知

【26- 79】

★東京高判 昭58. 10. 26 刑月15-10-502

業者Yは、昭和55年11月、買主Aに土地売買の媒介をするにあたり、都市計画道路予定地内の物件であることを秘し、かつ、村営水道の利用が直ちにできないにもかかわらず、利用できると説明し、宅地建物取引業法47条1号に違反したとして、起訴された。

第一審は、Yを有罪とした。Yは、口頭で説明したと主張した。

控訴審は、宅地建物取引業法47条1号にいう「故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為」とは、口頭による告知をも含むとした上で、Yは都市計画道路予定地であることと、飲用水については隣接地を通さなければならないがYが責任をもって承諾を取りつけると、説明したとして、Yを無罪とした。

⑤ 記帳義務

イ 発生時期

【26- 80】

★名古屋高判 昭45. 4. 30 刑月2-4-371

宅地建物取引業法18条の3（現行49条）の業者の記帳義務は、宅地建物取引業務に関し、取引がなされた以上、依頼物件の一部についての取引であっても、また、代金

未払いの段階においても発生し、受任にかかる物件全部について受任業務を完了し、あるいは代金の支払いがあった段階において初めて発生するものではない。

ロ 業法49条の「帳簿」

a 記載義務違反になるとしたもの

【26- 81】

★最高判 昭60. 3. 26 刑集39-2-67, 判時1150-242, 判タ554-167

★高松高判 昭59. 3. 28 刑集39-2-72

業者Yは、当初取引台帳を事務所に準備したが、一時記載しただけで、昭和53年以降は携帯用の手帳に取引に関する所要事項を記載し、鞆に入れて持ち歩いていた。Yは、11件の取引について、帳簿への記載をしなかったとして、起訴された。

原審は、本件手帳は帳簿にあらず、帳簿への記載義務違反になるとした。

上告審は、「宅地建物取引業法49条にいう『帳簿』とは、本人の意思並びに客観的なその形式、記載内容及び保管状況から判断して、宅地建物取引業者がその業務に関し同条所定の事項を記載することを予定して備え付けたと認められる帳簿」をいい、本件においては、取引台帳がこの帳簿にあたり、手帳はあたらないとして、上告を棄却した。

b 備付義務違反はないとしたもの

【26- 82】

★大阪高判 昭53. 12. 22 判時925-128, 判タ382-137

業者Yは、取引台帳2冊、物件帳2冊、日記帳10冊を備え、それぞれに取引の概要を記載していたが、媒介手数料の記載がなかった。Yは、帳簿備付義務違反として、起訴された。

裁判所は、業法49条の帳簿とは、本人の意思、帳簿の形式、記載内容等からみて、業者がその業務に関し所定の事項を記載することを予定して備え付けた帳簿であれば足り、本件においては、記載義務違反は問題となるとしても、備付義務違反はないとした。

ハ 「記載しなかった者」

a 過失犯を含むとしたもの

【26- 83】

★名古屋高判 昭44. 10. 29 刑月1-10-985

業者Yは、16回にわたる取引の都度、当該取引に関し、所定事項を帳簿に記載しなかった。Yが記帳義務として起訴された。Yは、過失犯処罰の規定はないと主張した。

裁判所は、宅地建物取引業法27条（現行83条）1項4号中、「同法18条の3（現行49条）の規定による帳簿に、同条に規定する事項を記載しなかった者」とは、同条項が取り締まる事項の性質にかんがみ、故意に同帳簿に記載しなかった者ばかりでなく、過失により記載しなかった者を含むとして、Yを有罪とした。

⑥ 案内所届出義務

イ 「一団の宅地」

【26- 84】

★東京高判 昭53. 5. 16 高刑31-2-93

売主業者Y1の11区画の宅地分譲にあたり、代表取締役Y2が現地案内所を設置したところ、宅地建物取引業法50条2項の案内所の届出を行わなかったとして、起訴された。

第一審は、本件宅地は同一町内にあるとして、Yらを有罪とした。Yらは、本件宅地は散在しており、「一団の宅地」ではないとして、控訴した。

控訴審は、宅地建物取引業法施行規則19条1項所定の「10区画以上の一団の宅地」とは、「地続きの一かたまりの土地のみを指すものと狭く解釈すべきではなく、互いに近接し、その実情把握が容易でありさえすれば、『一団の宅地』に当たる」が、「地理的近接性を無視することは許されず、業者として通常の知識経験を有する者ならば、誰でも一かたまりの土地と考えることができる程度の地理的近接性が具備されていることを要する」ところ、本件宅地は数かたまり寄せ集めたもので、一団の宅地とはいえないとして、Yらは無罪とした。

(7) その他

① 営業保証金の供託

イ 公文書偽造罪

a 写真コピー

【26- 85】

★最高判 昭51. 4. 30 刑集30-3-453, 判時811-23, 判タ335-151

★旭川地判 昭50. 3. 31 刑集30-3-497

★札幌高判 昭50. 9. 18 刑集30-3-512, 判時804-107, 判タ329-320

業者Aらは、昭和48年、行政書士Yに、営業保証金の供託事務を委託し、小切手を預けたところ、Yは、これを着服した。Yは、宅地建物取引業法25条4項の営業保証金供託済みの届出にあたり、A法務局B供託官作成名義の真正な供託金受領証から切り取った供託官の記名印及び公印押捺部分を、虚偽の供託事実を記入した供託書用紙の下方に接続させて、これを電子複写機で複写する方法により、B供託官の作成名義を冒用し、あたかも真正な供託金受領証の写しであるかのような外観を呈する写真コピーを作成偽造して、これを添付して、道C支庁担当課に提出し、受理された。Yが、余罪とあわせて、横領、有印公文書偽造行使罪等により、起訴された。

原審は、Yを懲役3年8月に処したが、有印公文書偽造行使罪については、無罪とした。検察官が上告した。

上告審は、「公文書偽造罪の客体となる文書は、原本たる公文書に限らず、原本の写しであっても、原本と同一の意識内容を保有し、証明文書としてこれと同様の社会的機能と信用性を有する限り、これに含まれ」、写真コピーは、同一内容の原本の存在を信用させるだけでなく、原本作成者の意識内容が直接伝達保有されている文書と見得るものであるから、文書本来の性質上写真コピーが原本と同様の機能と信用性を有し得ない場合を除き、公文書偽造罪の客体となり得るとして、原判決を破棄し、公文書偽造行使罪の成立を認めた上で、Yを懲役3年8月に処した。

ロ 償還請求権の消滅時効

a 国債の償還期限到来後10年を経過したもの

【26- 86】

★大阪地裁堺支判 平 9. 6. 26 判例集未登載

業者Xは、昭和55年12月国債50万円（昭和55年1月20日発行、償還期限昭和60年11月20日）を、また、昭和56年2月国債250万円（昭和55年9月20日発行、償還期限昭和60年9月20日）を、法務局に供託し、その後償還手続をとらなかったところ、平成7年11月20日及び同年9月20日、償還請求権の消滅時効が完成した。Xは、その後追加供託をしたが、消滅時効の援用は信義則に反するとして、国Yに対し、国債の償還を求めた。

これに対して、裁判所は、本件国債は券面上償還期限到来後10年で時効が完成することが明記されており、また、Xの本件供託書には償還期限が明記されているから、消滅時効の援用が信義則に反するとはいえないとして、Xの請求を棄却した。

なお、会計法31条1項では、時効の援用を要しないとされている。

② 住民票の交付請求

イ 取引主任者の請求

【26- 87】

★横浜地判 平 9. 11. 12 判自174-22

取引主任者Xは、賃貸駐車場管理業務を行っていたが、駐車場に自動車を放置した賃借人Aと連絡を取ることができなくなったため、自動車を撤去するにあたり、Aの親族の承諾を得ようとして、Y市に対し、本籍の記載のあるAの住民票の交付を請求した。まず、Xは、取引主任者証を示して、「相続調査のため」と記載して請求したところ、拒否された。次いで、「駐車場に放置された自動車の移動につき、Aの親族の承諾が必要である」と請求したが、再度拒否された。Xは、Yに対し、拒否処分の取消しを求めた。

これに対して、裁判所は、① 住民基本台帳法の省令3条3号は、弁護士等について、職務上の請求を認めているが、取引主任者は弁護士等と職務の性質、内容を異にし、職務上住民票の写しの交付請求をする必要性の程度等について差異があるから、憲法14条に違反せず、② 借主の親族から自動車移動の承諾を得ても、借主からの授権がない限り、借主自身の承諾に代わり得るものではないから、Xの交付請求に社会通念上の必要性や合理的な理由はないとして、Xの請求を棄却した。

③ 共同事業の解消

イ 組合契約の解消

a 宅地造成事業

【26- 88】

★東京地判 昭62. 11. 5 判時1279-32 , 判タ670-156

Xは、昭和43年、Y及びAと、下田の6,000坪の宅地造成事業に関し、Xが資金を調達し、Aが工事監督に当たり、Yが営業を担当する旨、組合契約を締結したが、昭和46年Aが脱退した。Xは、昭和52年Yが無断売却したとして、Yに対し、組合の解散と登記の移転、損害賠償を求めた。

これに対して、裁判所は、本件組合は、本訴の提起によりXYの信頼関係が破綻しているから、Xの解散の主張は理由があるが、清算手続がなされていない以上、Xの登記請求は理由がなく、また、Yの売却によって組合に損害が生じていないとして、Xの請求を棄却した。

【26- 89】

★東京地判 平 1. 10. 12 判時1355-82

業者Yは、昭和47年、24万㎡の土地について旧住宅地造成事業法の認可を受けて、宅地造成工事に着手したが、同事業の実施にあたり、同年6月、Xら地主21名と、宅地造成分譲事業について、地主組合を設立した。同事業は順調に遂行されたが、昭和58年9月、組合内部の対立により、組合解散決議がなされ、昭和59年2月、清算事務を終了した。しかし、Xらは、Yの不法行為又は債務不履行により組合財産が侵害されたとして、Yに対し、損害賠償を求めた。

これに対して、裁判所は、Yの行為によって組合財産が減少したとしても、これによる損害賠償請求権は組合財産に属するから、各組合員が個々に損害賠償を請求することはできないとして、Xらの請求を棄却した。

b 国有地の払下げ転売

【26- 90】

★東京高判 昭46. 7. 30 判時641-67, 判タ269-272

Xは、昭和40年、Yの計画した国有地の払下げ転売事業に関し、Xが50万円を出資して、Yが事業を遂行し、XYで利益を分配する旨、Yと組合契約を締結し、50万円を出資した。しかし、Yが同出資金を使用しながら、計画を実行しないので、Xは、Yの債務不履行を理由に契約を解除し、Yに対し、出資金の返還を求めた。

これに対して、裁判所は、組合員は組合契約を遡及的に解除することはできず、出資金の清算を求めることができるだけであるが、残余金存在の証拠がないとして、Xの請求を棄却した。

c 線下補償交渉

【26- 91】

★東京高判 昭60. 2. 28 判時1149-107, 判タ555-225

Xは、昭和49年、Aから、関西電力の特別高圧架空送電線下用地に賃借権を設定して線下補償金の支払いを受ける事業の勧めを受け、Yと共同で行う旨契約を締結し、所要費用8,100万円のうち、3,850万円を出資した。しかし、補償金は2,028万円しか出ず、所期の利益を挙げることができなかった。Xは、Aと交渉し、1,000万円の支払いと土地の提供を受け、Bに7,000万円で転売し、仮清算金として1,400万円の支払いを受けたが、Yに対し、残余財産の分配を求めた。

これに対して、裁判所は、本件契約は組合契約であり、その目的たる事業の成功が不能となって解散したものであるから、Xは残余財産について分配の請求をすることができるとして、Yに対し、1,500万円の支払いを命じた。

d テニス民宿の共同経営

【26- 92】

★東京高決 昭54. 11. 8 判時952-57, 判タ408-104

Xは、昭和51年、Xが土地を、Yが建物を出資して、将来会社組織に切り換えて経営する予定で、Yとテニス民宿の共同経営を始めたが、その後XY間の不信感が高まり、共同経営を断念するに至った。Xは、Yを相手として、YのAに対する債権の仮差押えを申請した。

第一審は、Xの申請を却下した。

抗告審は、本件テニス民宿共同経営の法的性質は、組合であるとし、Xがその解散を請求したとしても、残余財産分配の決定がない以上、当事者が出資した財産は組合財産として組合員の共有に属し、被保全権利の疎明を欠くとして、Xの抗告を棄却した。

ロ 業務提携契約の解消

a 地上げ転売事業

【26- 93】

★東京地判 平10. 4. 22 判タ995-190

業者Xは、東京都豊島区内の土地の地上げを業者Yと共同で行うこととし、平成2年夏、XとYは共同で地上げをして転売利益を折半し、それまで借入金の金利負担を調整する旨合意書を交換し、業務提携契約を締結した。Xは、Yに対し、2億5,000万円を支払ったが、同契約は平成4年10月解消された。Xは、Yに対し、支払済の金員の返還を求めた。

これに対して、裁判所は、XがYに支払った2億5,000万円は、地上げ転売という共同事業を遂行する上での必要経費として当事者双方が既に投下した資金の調達にかかる金利負担の金額を概算し、その負担が当事者間で均等になるよう調整した結果、Xから抛出されたものであり、ここで抛出された金員は、業務提携関係を維持管理していくためのコストとして費消されたものであって、転売が成功したか否かにかかわらず、業務提携関係が維持された期間に相当する分について返還を求めることはできないとして、Xの請求を棄却した。

ハ 業務委任契約の解消

a 宅地造成販売

【26- 94】

★大阪地判 昭61. 5. 16 判時1219-94, 判タ618-89

Yらは、昭和52年8月、その所有する山林(3万7,000㎡)について、防災工事を施して宅地に造成し、売却又は取得することとして、その計画、立案、販売に至る資金調達を含めた一切の事務を、業者Xに委任した。Xは、順次同準備行為を行ったが、同年11月、Yらは、同契約を解約した。Xは、Yらに対し、費用の償還を求めた。

これに対して、裁判所は、本件宅地造成販売の委任契約はXの責めに帰すべからざる事由により中途終了したのであるから、Xは、同事務を処理するために相当の注意を払って必要と判断して支出した費用及び同事務処理の程度に相応する報酬を請求することができるとして、Yに対し、410万円の支払いを命じた。

二 等価交換合意の解約

a マンション建設

【26- 95】

★東京高判 平 6. 12. 21 判時1527-87

★浦和地判 平 3. 2. 25 判時1527-96

建設業者Xは、昭和58年3月、土地所有者Yと、等価交換方式によるマンション建設の合意をし、同建築設計をして、諸準備を整えたが、配分清算をめぐってYと合意に至らず、Yは、昭和60年6月、本件等価交換合意を解約した。Xは、Yに対し、貸金及び諸費用の支払いを求めた。

これに対して、裁判所は、マンション建設の目的を達成できず、中途清算を要するときは、XはYに対しマンション建設目的との関連で相当な範囲内の経費について請求することができるとし、貸金、和解金、設計費用等についてその請求を認めたが、賃料相当損害金及び駐輪場開設遅延損害金についてYの相殺を認めた。

④ 贈収賄

【26- 96】

★最高決 昭58. 3. 25 刑集37-2-170

★神戸地判 昭55. 10. 28 刑集37-2-184

★大阪高判 昭56. 11. 6 刑集37-2-193

Y1は、昭和46年4月から昭和50年3月まで県業法所管課に在職中、① 業者Y2の宅地造成工事の遅延に関し有利な取計いをして、在職中饗応、現金の供与を受け、② 業者Y3の指導監督に関し便宜な取計いをして、転勤（公社出向）後現金の供与を受け、③ 業者A（【01-86】の業者）の聴聞に基づく監督処分において有利な取計いをして、転勤後饗応、現金の供与を受けた。Y1は収賄罪で、Y2、Y3は贈賄罪で、起訴された。

第一審は、Y1を懲役2年、執行猶予3年、追徴金161万1,527円に、Y2及びY3をそれぞれ懲役8月、執行猶予2年に、処した。Yらが控訴した。

控訴審は、「収賄罪は公務員がその職務に関して賄賂を收受することにより、また贈賄罪は公務員に対しその職務に関して賄賂を供与することによって成立し、たとえ公務員が転任によって賄賂の対象となった元の職務権限と一般的、抽象的職務権限すら異なることとなっても、いやしくも現に公務員である以上、転任前の職務に関して金品等を收受、供与することは、過去の職務の公正に対する社会の信頼を害すると同時に、たとえ転任によってその職務権限に相違を来したとしても、その公務員の現在並びに将来の職務行為の公正に対する信頼を害するおそれがあるものというべく、贈収賄罪の成立を妨

げない」として、控訴を棄却した。Y3が上告した。

上告審は、「贈賄罪は、公務員に対し、その職務に関し賄賂を供与することによって成立するものであり、公務員が一般的職務権限を異にする他の職務に転じた後に前の職務に関して賄賂を供与した場合であっても、右供与の当時受供与者が公務員である以上、贈賄罪が成立する」として、上告を棄却した。